

令和7年度 湖西市保育施設利用調整指数表

＜基準点の考え方＞

- 申請書受付締切日までに提出された書類等により審査します。
- 利用調整は、次に定める「【1】基本指数」と「【2】調整指数」の合計値に基づき行います。
- 合計値が同点の場合は、「【3】同点の場合の優先順位」に基づき順位を決定します。
- 園の職員体制などによっては、必ずしも点数順の調整ができない場合があります。
- 転園の申込みをする場合は、基準点に0.8を乗じた点数（小数点以下四捨五入）とします。

【1】基本指数（児童の保護者の状態）

区分A～Iのうち一番指数の高い細目を父母ともにひとつずつ適用します。

区分	類型	細目	父	母		
A	就 労 (就労内定を含む)	月155時間以上の就労を常態	20	20		
		月150時間以上の就労を常態	19	19		
		月140時間以上の就労を常態	17	17		
		月120時間以上の就労を常態	15	15		
		月100時間以上の就労を常態	13	13		
		月80時間以上の就労を常態	11	11		
		月64時間以上の就労を常態	9	9		
		内職等	内職等で月64時間以上の就労を常態	8	8	
B	妊娠・出産	出産予定月の前後2か月を含む計5か月以内		14		
C	疾病・障がい	疾病	1か月以上の入院または常時病臥	20	20	
			居宅内療養 (1か月以上)	安静を要する自宅療養が必要と診断されている場合	16	16
				上記以外で通院加療を要し、保育が困難な場合	14	14
		障がい	身体障害者手帳1～2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている者で保育が困難な場合	20	20	
			身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている者で保育が困難な場合	18	18	
			身体障害者手帳4級の交付を受けている者で保育が困難な場合	14	14	
D	親族の介護・看護	病院等の指示により、1か月以上の付き添いが必要	20	20		
		身体障害者手帳1～2級、療育手帳A若しくは精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持又は介護保険の介護認定4～5の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	16	16		
		身体障害者手帳3級、療育手帳B若しくは精神障害者保健福祉手帳3級を所持又は介護保険の介護認定2～3の認定を受けている親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	13	13		
		上記以外の親族の常時介護・看護又は施設通所の付き添いにより保育が困難な場合	11	11		
E	災害	震災、風水害、火災などの災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合	20	20		
F	求職	求職活動、起業準備の場合	7	7		
G	就学	国・県等設置の職業訓練施設又は学校教育法に定める学校等に通学（※1 就労に準じる）	※1	※1		
H	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあると認められる場合	20	20		
I	不在等	死亡・離別・行方不明、拘禁等	20	20		

【2】調整指数

- 番号の1から12までに該当する調整要件を調整指数として基本指数に加点・減点します。
- 同番号内に複数の調整要件がある場合は、該当する調整要件のいずれかひとつを適用します。

番号	調整要件		指数
1	世帯の状況	生活保護世帯	4
		ひとり親の状況＝親族等と同居していない世帯 (世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	10
		ひとり親の状況＝親族等と同居している世帯 (世帯分離・同一敷地内の別棟・隣接地も同居とみなす)	6
		児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合 (要保護児童など)	4
2	育児休業期間の終了※2		5
3	父母どちらかの1か月の就労日数(就労日数の少ない方)	月20日以上就労	3
		月16日以上20日未満の就労	2
		月12日以上16日未満の就労	1
4	父母のどちらかが保育士等	保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市内の特定教育・保育施設等に就労する場合	8
		保育士、幼稚園教諭、保育教諭又は看護師として市外の特定教育・保育施設等に就労する場合	1
5	きょうだい利用中の園への入園申込	すでにきょうだい(1人)が希望施設(保育部)を利用中の場合※3	6
		すでにきょうだい(2人以上)が希望施設(保育部)を利用中の場合※3	7
6	きょうだい同時入園申込	きょうだい同時に申込み(2人)※4	2
		きょうだい同時に申込み(3人以上)※4	4
7	地域型保育事業所の卒園児		20
8	2歳児までを預かる事業所内保育施設(認可外)の卒園児		15
9	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い場合		8
10	保育料・給食費等に未納があり、督促状が通知されている、または納付相談が無い、納付誓約を履行していない場合		-3
11	入園内定を辞退するなど、公正な選考に支障をきたすような行為を行った場合(同一年度内の入園申込期間、令和7年4月入園を辞退した場合は令和8年4月入園でも減点が適用)		-15
12	他市からの利用調整希望者		-20

※2 緊急一時預かり事業の利用に伴い育児休業を終了した場合、事業の利用中は適用する。下の子が育休明け新規申込み、上の子が保育園・認定こども園(保育部)からの転園の場合に上の子には適用せず、幼稚園・認定こども園(幼稚園部)からの転園の場合は上の子にも適用する。

※3 認定こども園(幼稚園部)に在籍している児童のきょうだいの申込には適用しない。

※4 同時申込みをしたきょうだいのうち、内定しなかった子について、次月の調整からは適用しない。

【3】同点の場合の優先順位

指数の合計が同点の場合は、利用希望施設の順位を踏まえた上で、下表の判定項目の順に優先順位を決定します。

優先順位	判定項目(同指数者間で比較し、当てはまる時点で決定)
1	湖西市民
2	【1】基本指数が高い世帯
3	【1】基本指数の類型別に優先①災害 ②不在等 ③虐待・DV ④疾病 ⑤障がい ⑥就労 ⑦親族の介護・看護 ⑧就学 ⑨求職 ⑩妊娠・出産
4	【2】調整指数の要件1『生活保護世帯・ひとり親世帯』の適用がある場合(親族と同居していない場合を優先)
5	【2】調整指数の要件5『きょうだい利用中の園への入園申込』の適用がある場合
6	希望する保育施設の希望順位が高い順
7	養育している小学校3年生以下の子どもが多い世帯
8	保育料・給食費の算定市民税額の低い世帯
9	家庭状況を総合的に考慮し、より保育の必要性があると認められる申込児童